

令和 6 年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 2 回会議意見	
議題	意見等
身寄りのない方への支援のあり方について（死後事務レシピ集）	【周知方法について】 ・ホームページへの掲載。 ・内容に関わり、困りごとが生じる先（病院・金融機関等）への備置。 ・レシピ集をバラバラにして、関係・関連する機関に配布する。 ・まずは、公的機関に近いところや民生委員、自治区（回覧板とか）に展開し、徐々に民間施設に広がるといい。 ・関係団体に含まれるかもしれないが、当事者の居所に関わる、不動産事業者への周知や居住支援法人等へのアプローチをしていくといい。 ・豊田市HPの暮らしの情報から確認すると高齢者福祉からは成年後見制度につながるが、障がい者福祉、生活困窮からもつながるようになるといい。 ・必要な時に周知することが大切なので、必要な時に接する機会の多い医療機関や業種への周知・配布が必要と考える（ケアマネ、精神科や往診対応している医療機関、施設、病院など） ・障がい関係だと、①基幹的リーダー会議、②各ブロック会議（5 か所）、③年度末の事業所説明会、④毎年4 月実施の相談支援オリエンテーション、⑤とよたみよしケアネット等での周知 ・豊田市のHPだと辿り着きにくい。市内MSWにはデータ展開ができる ・①地域包括支援センター連絡会議で説明、②自立支援協議会で周知、③連絡調整会議で周知、④レシピ集を用いた事例紹介。
第 3 次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた テーマ別ワークショップ「身寄りのない方に対する支援事業」の開催について	【どのような支援が必要だと思うか】 ・いざという時に、自分の代わりに動いてくれる人・機関が必要であり、搾取等の恐れが少ない、安心して依頼できる場所が必要 ・事実行為。キーパーソンになる方がいないので、暫定的にキーパーソンになってくれる人の仕組みがあれば色々支援が可能なのでは。 ・「身寄りのない人ガイドライン」「高齢者等就寝サポート事業者ガイドライン」の更なる周囲を図り、支援者が支援（手続き）し易い環境づくりが必要。 ・身寄りのない方が困難な状況になった時に頼るところ、行政ならよりそい支援課や生活福祉課に相談できるということを身寄りのない方や支援者へより周知を促して理解していただくことが塩化tな支援につながる。 ・ワークショップで出された案が具体的に進んだものになると良い。 ・支援内容は、ワークショップで出てきた内容の具体化でよい。ただ、制度化したときにスピーディーに利用できる形で。 ・日頃から相談できる支援者をもっていること（意思決定を促進できる） ・入院、入所時の緊急連絡先や保証人のペットの対応 ・死後事務や遺品整理
権利擁護基金の活用について（身寄りのない方に対する支援事業）	・例として、とよたしファミリーサポートセンターのような支援をしてくれる窓口をつくる。そこの運営に充てる。 ・「資力のない方」の定義、上限の設定の有無。 ・支援周知のためのSNSでのPRなどへの活用資金にする。 ・中身が分からないが、コーディネーター（つなげる人、内容を知り役割分担ができる人）に使う。 ・権利擁護基金の活用は特に問題ない。ただ、「資金のない方」の定義が曖昧。